

京都市訓令甲第 38 号

文化市民局

建設局

区役所

京都市100万本植樹運動に係る樹木の寄付取扱規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

第4条第1項中「建設局水と緑環境部緑政課」を「建設局みどり政策推進室」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑政課)